

令和3年度 介護サービス事業者集団指導（地域密着型通所介護） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
1	<p>看護職員や生活相談員が有給休暇などで休んだ場合、1日だけでもその日を減算扱いにしなければならないのでしょうか？</p>	<p>○【留意事項通知】第2の1（8）および第2の3の2（23）により、看護職員の配置が人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定方法は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型通所介護の単位ごとに算定する。 ・1月間の職員の数の平均を用いることとし、1月間の職員の平均は、（当該月のサービス提供日に配置された延べ人数）÷（当該月のサービス提供日数）で得た数とする。 ・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から【通所介護費等の算定方法】五の二の八に規定する算定方法に従って減算（所定単位数の100分の70を算定）する。 <p>【算定式】 （当該月のサービス提供日に配置された延べ人数）÷（当該月のサービス提供日数）< 0.9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数から【通所介護費等の算定方法】五の二の八に規定する算定方法に従って減算（所定単位数の100分の70を算定）する。 <p>【算定式】 0.9 ≤ （当該月のサービス提供日に配置された延べ人数）÷（当該月のサービス提供日数）< 1.0 ただし、翌月末に人員基準を満たすに至っている場合は減算とならない。</p> <p>有給休暇等で休んだ看護職員は人員基準における配置された人数に含めることができません。 上記の算定の結果、人員基準欠如に該当する場合は、利用者全員について1月単位の減算となります。 なお、介護職員の配置が人員基準欠如に該当する場合も同様の規定（算定式は看護職員と異なります）が設けられていますので、併せてご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>○有給休暇等で休んだ生活相談員は人員基準における勤務延時間数に含めることができません。 生活相談員の提供日ごとの勤務延時間数が人員基準を満たさない場合は、人員基準欠如により減算となる規定はありませんが、人員基準を満たさないことにより事業所を運営することができない状態になります。</p> <p>○これらの人員基準を満たすことができるよう、事業所では日頃より勤務体制の確保に努めているかと思いますが、兼務職員や応援職員等の配置等で調整するも従業者の人員基準を満たすことが困難な場合は、台東区介護保険課事業者担当へご相談ください。</p>	<p>【留意事項通知】 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号）</p> <p>【通所介護費等の算定方法】 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）</p>

令和3年度 介護サービス事業者集団指導（地域密着型通所介護） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
2	<p>全サービス共通の項目の中に、感染症の対策の強化がありました。</p> <p>①委員会開催、指針の整備等は事業所独自の方法でよいのでしょうか？</p> <p>②令和6年3月31日までは努力義務との事ですが、その後取り組みが義務化するのならそれまでにマニュアルなどのひな型が整備されるのでしょうか？</p>	<p>①【解釈通知】第3の二の二の3の(9)の②にある以下の事項を満たしていれば、事業所独自の方式で作成していただいて問題ありません。(令和6年3月31日までの間は努力義務となります。)</p> <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種で構成することが望ましい。 ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にする。 ・感染対策担当者を決定する。 ・定期的(おおむね6月に1回以上)に開催する。 ・他の会議体と一体的に設置・運営することで差し支えない。 <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策(事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等) ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備 <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 ・職員教育を組織的に浸透させていくため、定期的(年1回以上)に開催する。 ・研修内容について記録する。 <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行う。 ・発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施する。 ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。 ・業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)と一体的に実施することも差し支えない。 <p>②事業所運営に関するマニュアル等の整備については、事業所の運営支援を担当する、台東区介護保険課事業者担当へお問い合わせください。ご質問があったということに関しましては、上記担当にお伝えいたします。</p>	<p>【解釈通知】</p> <p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)</p>

令和3年度 介護サービス事業者集団指導（地域密着型通所介護） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
3	<p>感染症対策の強化や業務継続に向けた取り組みの強化で研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施とありますが、地域密着型通所介護ほどの頻度で行わないといけないのですか？ また、どのように確認をすればよろしいでしょうか？</p>	<p>【解釈通知】第3の二の二の3の（9）の②にあるとおり、研修及び訓練（シミュレーション）の実施について、以下のご対応をお願いいたします。（令和6年3月31日までの間は努力義務となります。）</p> <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 ・職員教育を組織的に浸透させていくため、定期的（年1回以上）に開催する。 ・研修内容について記録する。 <p>○感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行う。 ・発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施する。 ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する。 ・業務継続計画に基づいた訓練（シミュレーション）と一体的に実施することも差し支えない。 	<p>【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）</p>